

一般社団法人 心 和 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 心 和 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県駿東郡小山町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、多種多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し、総合的に提供されるように創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、住みなれた地域社会において自立した生活を続けられるように支援することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (2) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業又は第1号通所事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業又は第1号訪問事業
- (7) 児童福祉法に基づく福祉サービス事業
- (8) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために相当と認められる事業

(機関の構成)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置かない。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 当法人の成立後社員となるには、入会申込書により申し、代表理事の承認を得なければならない。

(会費の支払い義務)

第8条 社員は、会費を払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、「一般社団及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)第27条の経費とする。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。社員名簿をもって一般法人法上の社員名簿とする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 社員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(2) 死亡

(3) 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によつてすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もし

くは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印又は署名して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び役付理事)

第20条 当法人は、理事が複数のときは、理事の互選により、理事の中から代表理事1名を選定し、その代表理事を会長とする。理事が1名のときは、その者が会長となる。

2 当法人は、会長のほか、副会長及び常任理事若干名を置くことができる。

3 会長は、当法人を代表し、副会長は会長を補佐する。会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(役員報酬)

第21条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第23条 当法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人は、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

2 代表理事は、前項記載の計算書類等について、社員総会の承認を受けた上、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(残余財産の分配)

第26条 当法人は、解散したとき、その残余財産を次のいずれかの者に帰属させる。

- i 国若しくは地方公共団体
- ii 公益社団法人又は公益財団法人

第7章 定款の変更等

(定款変更)

第27条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもつて変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

- i 社員総会の決議
- ii 社員が欠けたとき

第8章 附則

(法人成立時の主たる事務所の所在場所)

第29条 法人成立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。
主たる事務所の所在場所 静岡県駿東郡小山町須走354番地の5

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年5月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
住所 静岡県駿東郡小山町菅沼804番地の4 氏名 池谷 進
住所 静岡県三島市安久324番地の5 氏名 鈴木 亮士

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 氏名 池谷 進
住所 静岡県駿東郡小山町菅沼804番地の4
設立時理事 氏名 鈴木 亮士
住所 静岡県三島市安久324番地の5
設立時代表理事(会長) 氏名 池谷 進

(定款に定めのない事項)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 心 和 設立に際し、設立時社員 池谷 進 及び
鈴木 亮士 の定款作成代理人であるプロックス司法書士高橋 覚は、電
磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年5月28日

設立時社員 池 谷 進 ⑩

設立時社員 鈴 木 亮 士 ⑩

上記設立時社員の定款作成代理人

静岡県沼津市米山町11番10号
プロックス 司法書士 高 橋 覚
(登録番号 第438号)